

日本海におけるたら固定式さし網漁業
の許可取扱方針

昭和 56 年 10 月 5 日制定
昭和 62 年 12 月 17 日一部改正
平成 2 年 11 月 28 日一部改正
平成 11 年 1 月 25 日一部改正
平成 23 年 11 月 18 日一部改正

(目的)

第 1 この方針は、青森県日本海南部海域(深浦町岩崎沖合)におけるたら固定式さし網漁業の許可について必要な事項を定める。

(許可の申請)

第 2 この漁業の許可を受けようとする者は、青森県海面漁業調整規則第 8 条に規定する申請書に次に掲げる書類を添えて申請すること。

- 1 所属漁業協同組合長の副申書
- 2 申請理由書(新規許可申請の場合)
- 3 使用漁具図(構造、寸法等を記載したもの)
- 4 誓約書(許可の内容及び関係規則等に違反した場合には、直ちに操業を停止し、許可証を返納する旨を記載したもの)
- 5 事業計画書及び年間事業概要書
- 6 その他知事が必要と認めた書類

(許可の対象者)

第 3 許可の対象者は、西津軽郡深浦町に住所を有する者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 1 前年度にこの漁業の許可を受けた者
- 2 その他知事が認めた者

(許可の対象漁船)

第 4 許可の対象漁船は、西津軽郡深浦町に根拠地を有する総トン数 15 トン未満のものとする。

(許可をしない場合)

第 5 次の各号の 1 に該当する場合には許可をしない場合がある。

- 1 前年度においてこの漁業で違反した者
- 2 過去 1 年間に於ける他種漁業で悪質な違反をした者(漁業関係法令の懲役

若しくは罰金に該当する操業を行った者)

(操業区域)

第6 操業区域は、次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域とする。

ア 青森県と秋田県との県境にある須郷埼突端から真方位 282 度 16,300 メートルの点

イ 須郷埼突端から真方位 285 度 13,000 メートルの点

ウ 西津軽郡深浦町鱸作埼灯台中心点から真方位 206 度 6,900 メートルの点

エ 鱸作埼灯台中心点から真方位 227 度 9,100 メートルの点

(操業期間)

第7 操業期間は、12月10日から翌年2月20日までとする。

(許可の有効期間)

第8 許可の有効期間は、1年以内とする。

(制限又は条件)

第9 許可をするにあたり、次の制限又は条件を付ける。

1 設置できる漁具は1ヶ統とし、全長は600メートル以内、網の目合は180ミリメートル以上とする。

2 漁具の敷設中は、その両端に許可番号及び漁業者名並びに船名を明記した方50センチメートル以上の赤色の標識を水面上1.5メートル以上の高さに掲げ、夜間にあつては周囲2キロメートル以上離れた場所から視認できる電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

2 船舶には次のとおり標識及び許可番号を表示しなければならない。

(1) 船体の標識

船橋楼両側面を垂直方向に1メートルの巾で黄色に塗装すること。

(2) 許可番号

船橋楼両側面の上部に横書きで表示すること。文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2センチメートル以上、色は黒色とする。

(漁獲成績報告書の提出)

第10 操業期間終了後速やかに、漁獲成績報告書を知事に提出すること。

附則

本取扱方針は、平成23年11月18日から施行する。